

## 別記（3）

### 組織化支援事業

#### 第1 事業の目的

生産者等の組織化による有機農産物の流通、販売体制強化を支援することにより、県内における有機農業の取組を拡大する。

#### 第2 事業の採択要件

事業の採択に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

- 1 当該年度に新たに設立された法人であること。
- 2 有機農業に取り組む複数の農業者（法人を含む）により設立された法人であること。
- 3 有機農産物の販売事業を行う法人であること。
- 4 国や県の他の事業（法人化支援等）の交付対象ではないこと。
- 5 事業実施年度の2月末日までに事業申請をすること。
- 6 法人の構成員となる農業者等は、原則、事業実施年度内に島根県エコロジー農産物推奨制度の「不使用」区分又は有機JAS認証への申請を行うことが確実に見込まれること。

#### 第3 事業の実施期間

平成29年度から平成31年度までの3年間とする。

#### 第4 事業の実施手続き

##### 1 補助金交付申請

(1) 事業実施主体は、補助金交付申請書（組織化支援様式1号）を作成し、事業実施年度の2月末日までに、次のアからエに掲げる書類を添付し、交付対象者の事務局が所在する市町村長に提出するものとする。

- ア 登記事項証明書
- イ 定款の写し
- ウ 事業計画書
- エ 構成員名簿

(2) 市町村長は、1により交付対象者から提出のあった交付申請書及び添付書類を隠岐支庁・農林振興センターを経由して知事に提出するものとする。

(3) 補助金交付決定を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（組織化支援様式2号）により、知事に請求しなければならない。

##### 2 事業達成状況報告

(1) 交付対象者は、達成状況報告書（様式8号）に組織化支援様式3号を添付し、事業実施年度の翌年度から5年間、毎年4月末までに市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は（1）により提出された事業達成報告書を、毎年5月末までに隠岐支庁・農林振興センターを経由して知事に提出するものとする。